

国民健康保険の被保険者で出産される方

産前産後期間の 国民健康保険税が免除されます！



令和6年1月から、子育て世帯の負担軽減・次世代育成支援のため、産前産後期間相当分の国民健康保険税を免除する制度が始まりました。

対象者

羽幌町の国民健康保険に加入しており、令和5年11月以降に出産された方(予定含む)

※ 出産とは、妊娠85日以上分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)、早産の場合も対象となります

免除期間

① 単胎妊娠の方

出産予定日(出産日)の前月から翌々月までの4か月間

② 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の方

出産予定日(出産日)の3か月前から翌々月までの6か月間



※ 届出が出産後の場合「出産日」

免除される保険税額

免除期間内の、出産される方の所得割と均等割の全額が免除されます。

※ 平等割と資産割は免除対象ではありません

手続き方法

原則届出が必要です。届出は出産予定日の6か月前からできます。

※ 生まれたお子さんの国民健康保険加入などで届出すべき内容を確認できた場合は、届出がなくても自動で免除します

手続きに必要なもの

- 届出書
- 母子手帳の写しなどの出産予定日及び単胎妊娠か多胎妊娠かがわかる書類

➡ 届出先・お問合せ 財務課税務係 ☎ 68-7002 (係直通)